

お知らせ

シリーズ 消費生活相談⑧ 「架空請求」に関する相談

○事例(70代男性)

携帯電話に「有料動画サイトの未納料金がある。本日中に連絡がなければ法的手続きを取る」とのメールが届いた。連絡したところ「支払わないと裁判をする。コンビニで電子ギフト券を35万円分購入し、その番号を教えること」と言われ、そのとおりにした。後日、サイトの弁護士を名乗る者から電話があり、他のサイトの未納料金を理由に105万円請求された。支払う必要があるか。

メールは不特定多数に一斉送信している根拠のない架空請求で、請求に応じる必要がなかったことを伝えました。番号を教えてしまった電子ギフト券については、発行会社に使用状況を確認するよう助言しました。後日、相談者から、電子ギフト券は既に使用され、返金ができないと報告がありました。

身に覚えのない料金請求メールは、架空請求です。一度支払うと、次々に請求されることがあるので、十分に注意してください。

◎消費生活相談(無料)を行います。ご利用ください。

- 日時 5月10日(水)(毎月第2水曜日)
午前10時～正午、午後1時～午後4時
- 場所 役場2階相談室201
- 問い合わせ先 産業観光課商工労政係 ☎(48)1111(内1226・1227)
- ◎知多半田消費生活センターでも消費生活相談を行っています。
- 日時 月曜日～金曜日(祝日、クラシティ閉館日を除く)
午前9時30分～午後4時30分
- 場所 クラシティ(3階市民交流センター内)
- 問い合わせ先 知多半田消費生活センター ☎(32)2444

障がい者相談支援センターのご案内

障がい者相談支援センターでは、障がいの種別を問わず、障がい者の福祉や生活などの相談に応じています。

今年度から、本町の相談支援事業については、次の場所で行います。開所日、時間、電話番号、メールアドレスが変更となりましたので、ご注意ください。

今まで相談を受け付けていた旧元浜事業所では相談に応じられませんので、ご了承ください。

- 場所 東浦町大字緒川字寿久茂129番地
- 開所日 月曜日～金曜日
※年末年始(12月29日～1月3日)を除く
- 開所時間 午前8時30分～午後5時30分
- 対象者 町内に住所がある障がい者やその家族、関係者など
- 相談方法 来所、電話、FAX、電子メール、訪問
※来所の場合は、事前連絡をお願いします。

- 相談費用 無料
- 問い合わせ先 障がい者相談支援センター
☎0562(38)5537
FAX0562(34)6618
電子メール soudan-a@aikouen.jp

ご寄付ありがとうございます

あいち知多農業協同組合 様
町内4小学校へ横断歩道交通安全旗180本をご寄付いただきました。

「出張! なんでも鑑定団in半田」が開催されます!

- 日時 7月29日(土)午後1時～(正午開場)
- 場所 雁宿ホール大ホール(半田市雁宿町)

お宝の募集

半田市ホームページにある申込書を5月31日(水)までに、半田市企画課まで郵送または持参してください。(郵送の場合は必着)

観覧者の募集

往復はがきに観覧希望者の①氏名②住所③電話番号を記入し、5月31日(水・当日消印有効)までに半田市企画課まで郵送してください。はがき1枚につき2人まで応募できます。応募者多数の場合は抽選となります。

■応募・問い合わせ先

半田市企画課 ☎(84)0605
〒475-8666半田市東洋町二丁目1番地

成年後見制度巡回相談

5月11日(木)
場所 中央公民館308号室
時間 午後1時30分～午後4時30分
NPO法人知多地域成年後見センターでは、成年後見制度巡回相談(事前に予約が必要)を毎月行っています。

■問い合わせ先

知多地域成年後見センター事務所
(知多福祉活動センター内)
☎0562(39)3770

5月の相談

■人権・行政・心配ごと相談

18日(木)
場所 中央公民館308号室
時間 午前9時30分～午前11時30分
※ 電話での相談も受け付けます。

■無料法律相談(事前に予約が必要)

18日(木)
場所 役場1階相談室101
時間 午後1時～午後4時

■問い合わせ先

住民福祉課 ☎(48)1111(内1122)

編集後記

広報の写真を選ぶとき「もらいに来てもらえそうな写真」「もらいに来てもらえなそうな写真」というのが出てしまいます。期待どおりになることもありますが、自分の期待とは裏腹に、意外な写真が人気な場合もあり、自分の写真を選ぶセンスを疑ってしまうことが多々あります。

最近、良い意味で期待を裏切ってくれたのは、3月15日号の表紙の写真。右端に写るランナーのご家族が写真を取りに来てくれたことです。広報をしっかりと見てくれたのだと思ううれしかったです。広報が届いたら、ご自身やご家族が写っていないか探してみてください。写っていたら、遠慮せずもらいに来てください。

